各自に寄附金額を御記入の上此袋に入れ封をせずに幹事に御渡し下さい
直ちに現金を御出し下さる方は金も諸共に此袋に入れ封をせずに幹事に御渡し下さい
聯合會は現金を受取り次第証印を捺して貴下の手許に此証を送り届けます

第　號

電話日本橋八五金三百五十五番

金　圓也

大正　年　月　日

日本勞働總同盟
友愛會東京聯合會

殿

協調會

敗て訶見の前に訴ふ

是れ一事件犯者の妻女の哀訴を聞く。

去る四月の中旬下谷の某所に於ける労働組合の同志十名は警官の為に検挙せられ、其後三日二日、十日の間に保釈、無罪となり、或は同志の為に救はれて帰宅したるも、其家には老母と幼き子供等が、其日の糧にも困じ、食べる米さへ買ふ事が出来ないと云ふ悲惨な有様である。

其中の一人の妻は、夫の留守中に生れた赤子を抱きて愛児に乳を与へつゝ、針を手にして他人の衣服を縫ひつゝある。又年老いたる同志の母は、独り淋しく家庭を守り、親と戦ひつゝ其一人息子の帰りを待ち侘びて居るではないか。

見よ、其代償は遂に空なき妻子をして飢えに泣かしめ、老いたる母をして其の息子の帰りを待ち侘びて居るではないか。

家に残せる妻子老母の飢えに泣くを聞く時其心中の苦悶は果して如何。君等之を傍観するを得るか。

聞くは苦痛。

検挙者の妻子をして飢えしむること勿れ。其老母をして愛に泣かしむる勿れ。

吾等労働者は互に其日の生活に喘ぎつゝある身である。然れども吾等は其パンの一片の代をさいて此検挙者の家族の惨状を救はれよ。是れ吾等が検挙者家族に対する義務にして、併せて獄中に悩める同志に対する義務である。

金品はいくらでも至急聯合會及所属組合支部へ

大正十年四月

日本労働總同盟友愛會　東京鐵工組合
日本労働總同盟友愛會　東京聯合會

東京市本所區押上町一五五
振替東京四九七二四番

10.8.14
東京聯合會